

【介護老人福祉施設】重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護3～5」と認定された方が対象となります。

1. 事業所の概要

事業所名	介護老人福祉施設 ビオラ三保
所在地	横浜市緑区三保町 350
介護保険事業者番号	1473300851
管理者及び連絡先	畑中 一伸 TEL045-924-2223

2. 事業所の職員体制

職 種	人 員
管理者	1名（常勤兼務）
介護職員	60名以上（常勤、非常勤）
生活相談員	2名（常勤兼務）
看護職員	10名以上（常勤、非常勤）
機能訓練指導員	1名以上（常勤兼務）
介護支援専門員	2名以上（常勤兼務）
医師	1名（非常勤兼務）
管理栄養士	1名以上（常勤兼務）

3. 設備の概要

居室・設備の種類	室数等	備考
個室（1人部屋）	140室	ベッド、洗面台、ナースコール等備付け
12人ユニット	10ユニット	1階3ユニット 2階4ユニット 3階3ユニット
10人ユニット	2ユニット	2階1ユニット 3階1ユニット
合 計	12ユニット	
リビング	12室	トイレ各2箇所設置、キッチン
セミパブリックスペース	6室	
浴室	3室	特殊浴槽、大浴場、個浴槽
交流ホール	1室	

4. 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	9時～18時

5. 運営方針

介護老人福祉施設ビオラ三保（以下、「当施設」という）では、「幸せの創造」を基本理念に掲げ、ご契約者個々の尊厳を尊重し、ご契約者の心身の状態に応じた適切なサービスの提供に努めます。

6. サービス内容

- a. 食事 朝食 8 : 0 0 ~、昼食 1 2 : 0 0 ~、夕食 1 8 : 0 0 ~
 - ・ 食事開始時間は、当日の体調や希望に合わせ 2 時間以内であれば調整可能です。
 - ・ 食事はご飯食・パン食の選択が可能です。
 - ・ 居室での食事も可能。(要相談)
- b. 介護
着替え介助、排泄介助、体位変換、施設内移動の付き添い等。
- c. 入浴
 - ・ 入浴又は清拭を週 2 回行います。
 - ・ 寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。
- d. 機能訓練
機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活に必要な機能の回復又はその減退を防止するための計画および指導を実施します。
- e. 栄養管理
管理栄養士を中心にして、ご契約者の栄養状態を把握し、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種が協働して栄養ケア計画を作成し、それに従い栄養管理を実施します。
- f. その他自立への支援
 - ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
 - ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
 - ・ リネン交換は週 1 回行ないます。

7. サービス利用料金

別表 1 参照

8. 支払方法

- a. 金融機関口座からの自動引き落とし
- b. 下記指定口座への振り込み
 - ・ 振込先：横浜銀行 青葉台支店 普通預金 1 6 2 2 3 3 3
 - ・ 口座名：社会福祉法人中川徳生会 特別養護老人ホームビオラ三保
(シャカイフクシホクシンカガワトクショカイトクベツヨウゴ ロウジンホムビヲミホ)
- c. その他当施設の定める方法による支払

9. サービス利用にあたっての留意点

- a. 入居にあたり、他のご利用者に迷惑のかかる物や、施設運営に支障をきたす物については持込をお断りすることがあります。
- b. 面会時間：午前 9 時～午後 6 時（時間外での面会は事前にご連絡ください）
 - ・ 来訪の際は、面会カードへの署名等をいただいています。
 - ・ インフルエンザ等感染症に罹患されている方や泥酔状態の方等、他のご利用者に迷惑のかかる場合はご面会をお断りすることがあります。
 - ・ 来訪の際に、他のご利用者に迷惑のかかる物や、施設運営に支障をきたす物については持込をお断りすることがあります。
- c. 外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。
- d. 食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。
- e. 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
 - ・ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上があると認められる

場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

- ・ ご契約者が、当施設の施設、設備を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただきます。
 - ・ 当施設の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。
- f. 施設内は全面禁煙となっています。敷地内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。喫煙スペースでの喫煙を希望される場合の火気については当施設で管理させていただきます。
- g. 従業者に対する賜物や飲食のもてなしは、お受けできません。

10. 業務継続計画の策定等について

- a. 感染症や非常災害の発生時において、ご入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- b. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- c. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 虐待の防止について

当事業者は、ご入居者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- a. 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者 施設サービス課 主任
- b. 成年後見制度の利用を支援します。
- c. 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者がご入居者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- d. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- e. 虐待防止のための指針の整備をしています。
- f. 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- g. サービス提供中に、当該施設従業者等による虐待を受けたと思われるご入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 身体的拘束について

当事業者は、原則としてご入居者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご入居者ご本人または他者の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合に、以下のア～ウの要件をすべて満たすときは、ご入居者及びご家族に対して説明し同意を得たうえで、必要最小限の範囲内で身体的拘束を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、ご入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録します。

また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ア 切迫性……直ちに身体的拘束を行わなければ、ご入居者ご本人または他者の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- イ 非代替性……身体的拘束その他の行動制限以外に代替する介護方法がないこと。
- ウ 一時性……身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

13. ハラスメント対応について

当事業者は、「職員が安心できる職場でなければ、ご入居者の皆様に信頼されるサービスを提供できない」と考えています。そのため、事業所内およびご入居者等からのハラスメント行為には厳正に対応していきます。

- a. 当事業者は、「ハラスメント防止規定」を策定して職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指しています。
- b. 利用者およびそのご家族が事業者の職員に対して以下のハラスメント行為を行った場合には、契約解除・損害賠償請求も含めて厳正に対応いたします。
 - (1) 暴行 (2) 暴言 (3) 威嚇 (4) セクハラ (5) 過度な要求
 - (6) プライバシー侵害
 - (7) その他、上記に類する、当事者間の信頼関係を破壊する一切の行為

14. 緊急時の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の確認内容に基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

協力医療機関

名称	緑協和病院
所在地	横浜市青葉区奈良町1802
診療科	内科・リハビリテーション科・神経内科・消化器内科・呼吸器内科・循環器内科・糖尿病外来

名称	竹山病院
所在地	横浜市緑区竹山3-1-9
診療科	内科・循環器内科・心療内科・外科・消化器外科・整形外科・形成外科・美容外科・皮膚科・泌尿器科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・放射線科・肝臓内科・神経内科

名称	ゆめが丘総合病院
所在地	横浜市泉区下飯田町1609-1
診療科	内科・循環器内科・消化器内科・脳神経内科・呼吸器内科・糖尿病内科・内分泌内科・血液内科・感染症内科・外科・消化器外科・脳神経外科・呼吸器外科・心臓血管外科・救急科・形成外科・耳鼻咽喉科・精神科・皮膚科・泌尿器科・リハビリテーション科

名称	町田NI 歯科
所在地	町田市原町田6-21-28 仁泉堂ビル2階
診療科	歯科

15. 相談窓口、苦情対応

当施設のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

ビオラ三保 お客様相談窓口	電話番号 : 045-924-2223 F A X 番号 : 045-924-2224 担当者 : 生活相談員 対応時間 : 午前9時から午後6時まで
------------------	--

公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

横浜市 はまふくコール（横浜市苦情相談コールセンター）	所在地：横浜市中央区本町6-50-10 電話番号：045-263-8084 FAX番号：045-550-3615 対応時間：平日午前9時から午後5時まで
緑福祉保健センター 高齢・障害支援課	所在地：横浜市緑区寺山町118 電話番号：045-930-2317 FAX番号：045-930-2310 対応時間：平日午前8時45分から午後5時まで
神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地：横浜市西区楠町27-1 電話番号：045-329-3447 対応時間：月～金曜日午前9時から午後5時まで

16. 運営法人の概要

名称	社会福祉法人 中川徳生会
代表者名	理事長 高橋 栄治郎
所在地 連絡先	横浜市都筑区南山田二丁目39番35号 電話 045-972-9915
実施事業の概要	第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業、居宅介護支援事業、地域包括支援センターの受託経営、病院等の設置経営

〔説明確認欄〕

令和 年 月 日

サービス締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

介護老人福祉施設 ビオラ三保

説明者 _____ 印

サービス締結にあたり、上記の通り説明を受け、交付を受けました。

利用者 _____ 印

連帯保証人 _____ 印